

石川県医師会医師無料職業紹介事業の業務運営に関する規程

———— 石川県医師会ドクターバンク ————

公益社団法人石川県医師会の定款に定める石川県医師会医師無料職業紹介事業の業務運営は、以下に定める規程によって行うこととする。

(名称)

第1条 本所は、石川県医師会医師無料職業紹介所（略称：石川県医師会ドクターバンク）と称し、事務所を石川県医師会事務局内に置く。

(求人)

第2条 本所は、石川県下の医師に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理する。また、医師の求人申し込みの内容が法令に違反したり、労働条件が不適當である場合、一定の労働関係法令違反のある場合及び暴力団員などの反社会的勢力や公序良俗に反する者による求人である場合には受理しない。

第3条 求人の申し込みは、求人者又はその代理人が来所し、所定の求人登録票（様式1）に記入のうえ、申し込むものとする。来所できない場合には、郵便、電話、ファクシミリ又は電子メールにより申し込むことができる。

第4条 求人申し込みの際には、求人者は、業務内容、給与、労働時間、その他の雇用条件を明示しなければならない。

(求職)

第5条 本所は、石川県下の医師に関する限り、いかなる求職の申し込みについてもこれを受理する。ただし、その申し込みの内容が法令に違反する場合には受理しない。

第6条 求職の申し込みは、本人が直接来所し、所定の求職登録票（様式2）に記入のうえ、申し込むものとする。この際、医師免許証（又は写し）の提示を求める。

第7条 臨時的な労働に従事することを希望する者は、別に定める登録をした後は、登録証の提示をもって、求職申し込みの手続きを省略することができる。

(紹介)

第8条 求人者には、その希望に沿うよう求職者を斡旋するものとする。

第9条 求職者には、その希望の条件に合うと思われる医療機関を紹介するものとする。

第10条 求職者を求人者に紹介する場合は、紹介状（様式3）を発行する。求職者は、それを持参のうえ求人者のところへ赴くものとする。

第11条 本所は、いったん求人及び求職の申し込みを受けたうちは、誠実に紹介業務を行うものとする。

第12条 紹介に際しては、求職の方に、紹介先において従事すべき労働の内容、賃金、労働時間等の労働条件をあらかじめ書面の交付により明示する。ただし、緊急の事態が生じあらかじめ書面の交付ができないときは、それ以外の方法により明示する場合がある。

第13条 本所は、労働争議に対しては中立の立場をとるため、同盟罷業又は診療閉鎖の行われている求人者に対しては、紹介を一時中止する。

(その他)

第 14 条 本所は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応する。

第 15 条 雇用関係が成立した時には、求人者、求職者双方から本所に対し、その通知をするものとする。また、雇用関係が終了したとき及び紹介されたが、雇用関係が成立しなかったときにも同様とする。さらに、本所の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から 6 ヶ月以内に離職（解雇された場合は除く）したか否かについて、求人者から本所に対し報告することとする。

第 16 条 本所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規程に基づき、適正に取り扱う。

第 17 条 本所が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行わない。当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、本所が、当該情報が正確、最新の内容でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうかを確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じる。

第 18 条 本所は、求職者又は求人者に対し、その申し込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、国籍、信条、性別、社会的身分等を理由として差別的な取扱いは一切しない。

第 19 条 本所の取扱業務の範囲は、国の資格を有する石川県下の医師とする。

第 20 条 本所の業務の運営に関する規程は、以上のとおりであるが、本業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営される。

附 則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 令和 7 年 3 月 13 日一部改正

石川県医師会医師無料職業紹介事業に係る個人情報適正管理規程

—— 石川県医師会ドクターバンク ——

石川県医師会医師無料職業紹介所（略称：石川県医師会ドクターバンク）は、求職登録者の個人情報を適正に管理するための事業運営体制を整備することを目的とし、求職者の個人情報の管理につき遵守すべき事項、その他これに関連する事項については、本規程の定めるところによる。

第1条 個人情報の取扱いができる者の範囲に関する事項

(1) 個人情報の収集について

個人情報の取扱者を、職業紹介責任者とする。

個人情報の取扱者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

(2) 個人情報の使用について

個人情報を使用できるのは、業務上必要不可欠な場合と、労働時間等本人の労働条件に係る事項に限る。

(3) 個人情報の保管について

個人情報の保管については、事業所の責任者である担当理事とする。

第2条 個人情報を取り扱う者に対する研修等教育訓練に関する事項

(1) 登録担当者

登録担当者は以下の項目について研修を受けなければならない。

①登録時に登録者本人より受領する書類の範囲及び留意点

受領する書類の範囲 … 職務履歴書、医師免許証（写し）、その他必要な書類
留意点 … 必ず本人自筆とする。

②登録時に収集できる個人情報の範囲

収集できる内容 … 氏名、年齢、性別、現住所、電話番号（連絡先）、医籍登録番号、職歴、希望就職条件、その他登録に必要な事項

③登録時に収集してはならない事項

人種、民族、社会的身分、本籍、出生地、その他社会的差別の原因となる恐れのあるものは収集してはならない。

④登録及び保管場所、保管方法

登録及び保管場所 … 石川県医師会事務局とする。

保管方法 … 専門科別、氏名別、就職先希望別とする。

(2) 仕事紹介担当者

仕事紹介を担当するものは以下の項目についての研修を受けなければならない。

①仕事を紹介する際に、追加職歴等業務上必要と思われる範囲について収集できるものとする。

②仕事紹介リストの保管場所、保管方法及び留意点

保管場所 … 石川県医師会事務局とする。

保 管 方 法 … 日付毎にファイルすること。

留 意 点 … 不要になったリストは迅速に処分すること。

(3) 個人情報の責任者

個人情報の責任者は、仕事紹介担当者とし、少なくとも5年に1回の研修会の受講を要する。

第3条 本人の要求による個人情報の開示、または訂正の取扱いに関する事項

(1) 個人情報の開示要求に対して

個人情報について、本人より正当な要求があった場合は速やかに開示しなければならない。

(2) 個人情報の訂正・削除について

本人から個人情報の開示、訂正等を求められた場合、速やかに行うこと。また、この訂正で本人に不利益になるような取扱いをしてはならない。

第4条 個人情報の取扱いに関する苦情処理に関する事項

個人情報の取扱いに関する苦情処理に関しては、以下のことに留意し処理せねばならない。

(1) 苦情処理担当者の選任

本所において、個人情報の取扱いに関する苦情処理については、その受付窓口を石川県医師会事務局とし、その担当を職業紹介責任者とする。なお、処理にあたっては、担当理事と十分に相談のうえ回答するものとする。

(2) 苦情処理の手順及び留意点

苦情処理担当者は、「苦情処理に関する記録」に記載し、迅速にその解決に努めること。

苦情処理担当者は、苦情があったことを理由にして、本人の不利益になるような取扱いをしてはならない。

附 則

本規程は平成12年4月1日から施行する。

平成16年3月1日一部改正

石川県医師会医師無料職業紹介所運営内規

—— 石川県医師会ドクターバンク ——

(目的)

第1条 本所は、石川県を中心とした地域医療に貢献する医師並びに医療機関からの求人及び求職者の斡旋を目的とする。

(事業)

第2条 本所は次の事業を行う。

- (1) 求人希望者の登録と紹介及び相談に関する事業
- (2) 県外在住者を含む求職希望者の登録と紹介及び相談に関する事業
- (3) 各種媒体を通じての広報活動
- (4) その他目的達成に必要な事業

(資格)

第3条 求人者及び求職者の登録若しくは相談の対象は、次のとおりとする。

- ①求人者に関しては、石川県医師会会員及び会員の所属する医療機関等とする。
- ②求職者に関しては、会員・非会員・県外医師の別は問わない。但し、会員外の医師については、担当理事と面談の後登録する。

(守秘)

第4条 登録に関する情報は厳重に管理し、登録者のプライバシーを守らねばならない。また、求人者並びに求職者が得た情報についても同様とする。

(免責)

第5条 本所は、紹介が主目的であるので、当事者間のトラブルについては関与しない。また、法的責任を負わないものとする。

(登録)

第6条 登録の有効期間は1年とする。

- 2 求人登録者は、求職者との面談の結果について、「採否通知書(様式5)」に記入の上、速やかに本所に通知するものとする。
- 3 臨時的な業務を希望する求職者に対しては、登録後登録証を発行する。

附 則

本内規は、平成12年4月1日から施行する。